イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成22年１月14日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令変更

平成２０年（再）第１号

山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂り松61番地の873
再生債務者　株式会社遊佐製材所
主文
１　当裁判所が平成20年12月２日になした監督命令のうち、主文第７項以下を下記のとおり変更する。
７　前項ただし書による再生計画認可決定があった後に監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として次に掲げるものを指定する。
⑴　不動産等重要な財産の処分及び譲受け
⑵　多額の借財・保証・債務免除
⑶　別除権の目的の受戻し
８　再生債務者は、監督委員に対し、再生債務者の業務、資産の管理状況、再生計画の履行状況に関する報告書を、次の報告期限までに提出しなければならない。
⑴　平成21年12月ないし平成22年３月分までを平成22年４月10日限り
⑵　平成22年４月ないし平成22年７月分までを平成22年８月10日限り
⑶　平成22年８月ないし平成22年11月分までを平成22年12月10日限り
⑷　平成22年12月ないし平成23年３月分までを平成23年４月10日限り
⑸　平成23年４月ないし平成23年７月分までを平成23年８月10日限り
⑹　平成23年８月ないし平成23年11月分までを平成23年12月10日限り
⑺　平成23年12月ないし平成24年３月分までを平成24年４月10日限り
⑻　平成24年４月ないし平成24年７月分までを平成24年８月10日限り
⑼　平成24年８月ないし平成24年11月分までを平成24年12月10日限り
９　監督委員は、当裁判所に対し、再生債務者の業務、資産の管理状況、再生計画の履行状況に関する報告書を、次の報告期限までに提出しなければならない。
⑴　平成22年12月24日限り
⑵　平成23年12月24日限り
⑶　平成24年12月24日限り
２　当裁判所が平成20年12月26日になした再生手続開始決定の主文第３項を取り消す。

平成22年１月13日　山形地方裁判所酒田支部

再生手続開始

平成２１年（再）第１号

鳥取県倉吉市上井783番地の24
再生債務者　岸田　寛昭
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年３月11日から平成22年３月18日まで

鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再）第２号

鳥取県倉吉市上井584番地
再生債務者　天野　武司
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年３月11日から平成22年３月18日まで

鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再）第３号

鳥取県倉吉市東巌城町158　コーポ東巌城202号
再生債務者　鵜沼　大雄
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年３月11日から平成22年３月18日まで

鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（再）第４号

鳥取県倉吉市幸町602番地の１
再生債務者　山口　　宣
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年３月11日から平成22年３月18日まで

鳥取地方裁判所民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第２号

旭川市永山町11丁目63番地の１
再生債務者　株式会社藤六食品
１　決議に付する計画案　平成22年１月７日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成22年２月12日まで

平成22年１月15日　　旭川地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１号

福井県三方上中郡若狭町兼田18号５番地
再生債務者　株式会社辻本組
１　決議に付する計画案　平成21年12月11日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年３月２日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年２月20日まで

平成22年１月12日　福井地方裁判所敦賀支部

再生計画認可

平成２１年（再）第４号

愛媛県四国中央市川之江町長須222番地の２
再生債務者　タック化成株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年１月15日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２１年（再）第５号

愛媛県四国中央市川之江町長須222番地の２
再生債務者　タック株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年１月15日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２１年（再）第６号

愛媛県四国中央市川之江町長須222番地の２
再生債務者　タック加工株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成22年１月15日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続終結

平成１９年（再）第３号

兵庫県宝塚市栄町３丁目１番25号
再生債務者　株式会社船尾産業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成22年１月15日
神戸地方裁判所第３民事部